

第2版はしがき

WEB上に掲載した情報ともリンクさせ、初学者の取り付きやすさ、わかりやすさに、かなり強くこだわって、本書の初版を世に送ったことは、そのはしがきに記した。読者がアクティブに学習に取り組む助けとなり、「学生にも教員にも活用しやすく使い勝手の良いテキストブック」であるように念じていたが、幸いにも現場で受け入れられ、教科書などに利用されてきた。執筆者のひとりとして、喜ばしい限りである。

他方、初版の刊行からさほど時間が経っているわけではないが、この間にも部分的ながら重要な法改正があり、注目すべき判例も継続的に出ている。テキストブックとして、わかりやすさ、使い良さを重視すれば、新たにそれらにも目を配り、本書にふさわしい形で織り込むに越したことはない。

そのような事情から、法律文化社のご好意を得て、本書を改訂し第2版を上梓することになった。とりわけ八木達也氏にはお世話になった。執筆者の方々にも、紙幅が制約されている中、快く改訂の労をお取りいただいた。特に大野正博氏（朝日大学教授）には、また全般にわたり、いろいろとお手数をお掛けした。記して感謝申し上げる。

第2版が引き続き、現場で活用されること、とりわけ初学者の方に心地よく利用してもらえることを、改めて祈念したい。

2025年12月

分担執筆者を代表して 愛知正博

初版はしがき

インターネットが急速に普及する時代にふさわしい、学生にも教員にも便利な初学者向けのテキストブックを世に送る。判例・通説の考え方を平易に叙述しながら、刑事訴訟法の全体像を明示する。WEB上の情報とリンクさせつつ、その分、テキストブック本体の記述は、コンパクトでわかりやすくする。自学の参考書としても役立つ。そんな刑事訴訟法のテキストブックの構想が持ち上がった。幸い、大学で教鞭を執って久しい熟達の方から新進気鋭の方まで、幅広い教員のご協力を得ることもできた。真摯に研究に取り組み、優れた業績を挙げておられるだけでなく、日々学習者の悩みと向き合い、わかりやすい授業展開に心を砕いておられる方ばかりである。本書は、その営みの成果でもある。

もともと、「基本的な事からは網羅しつつ、わかりやすく平易な記述で、かつコンパクトな教科書」というのは、かなり欲張りすぎの企画とも言える。そこを、インターネットを活用する形で補い、乗り越えようという目論見である。紙面としての教科書には表しきれないが大切な情報を、学生が学習の進行に合わせて自らアクティブにアクセスして取得できるように、WEB上で準備しておくわけである。どのような形が適切か、分担執筆者が皆でアイデアを出し合いながら、作業は進められた。

こうした事情を表すものとして、刑罰には謙抑的な姿勢でありつつ、本書は『アクティブ刑事訴訟法』と名付けられることになった。「アクティブ」の言葉に万感が込められている。

犯罪発生となると処罰に向けて真相を解明するため、犯人と疑われた市民をはじめ関係者の人権も著しく害される。どこまで人権侵害は許されるか。刑事訴訟法はこの点に関わる法である。対象となるのは市民であり、裁判員裁判を持ち出すまでもなく、多くの市民が刑事訴訟法を学ぶ意義は大きい。また、刑事事件はマスコミに載ることも多く、その上刑事ドラマなどあって、目に触れやすい。だが、刑事訴訟法というのは、刑事事件の捜査や裁判を扱う専門家（警察官、検察官、弁護士、裁判官など）が主に関わる法分野である。それだけに、

初学者には取り付きにくいところがあることは否めない。そのハードルを下げて学びやすくしようと、本書では様々な工夫を凝らしている。例えば事件処理の手續の進行がイメージしやすいように「事例」を掲げ、本文の記述と合わせて立体的に把握できるようにしている。手續の進行を概観できるような図も掲載するとともに、関心を持った読者がさらに理解を深められるように、いっそう詳しい進行の概略図をWEB上に掲載した。また刑事手續は、場面によってたくさんの書面が利用されて進行していくが、その書面がどのようなものかイメージが湧かないと、そこで行われている手續も理解しづらいことが多い。そのため、手續で使用される主要な書式をWEB上に掲載しておき、適宜それらを確認して理解を深められるように配慮している。自ら積極的に学習を進めるのに役立つため、本書の記述と関連する判例を詳しく調べやすいようにリンク情報等も掲載した。

それらの工夫がうまく噛み合うことで、本書が今の時代の学習のニーズに合い、学生にも教員にも活用しやすく使い勝手の良いテキストブックになっていることを念じている。本書を手取る方が、題名に冠された言葉どおり「アクティブ」に活用してくださることを願ってやまない。多忙の中、本書の企画に賛同し、同じ思いを共有してご協力くださった執筆者の方々に心より感謝申し上げます。

なお、このようなテキストブック作成に私が取り組むことになったのは、ひとえに執筆者のおひとりでもある大野正博氏（朝日大学教授）のお誘いがあったからである。執筆の分担に加わるつもりで協力を約した。それがいつの間にか、私が表向きの編者という話になってしまった。執筆者中の最年長ではあるが、不似合いの極みである。そんなわけで、編集の過程でも常に大野氏と共同でことに当たった。実質的に本書は大野氏との共編である。また、法律文化社の方々、特に小西英央氏には企画をはじめ全面的にご支援いただいた。本書は、そうした方々のご尽力に負うところが大きい。厚くお礼申し上げます。

2022年1月

コロナ禍の中、平穏な社会を念じながら、年頭の寓居にて

分担執筆者を代表して

愛知正博